

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成27年3月17日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 昌秀

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】 谷口 嘉邦

連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【電話番号】 03-6731-4720

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 ライジング・チャイナ・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 2,000 億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月13日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、訂正すべき事項がありますので、関係事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

平成27年2月14日から平成27年8月13日まで

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成27年2月14日から平成27年8月13日まで

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成27年5月12日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、平成27年3月18日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、平成27年4月8日をもって当ファンドの取得の申込みの受付は中止いたします。

この場合、申込期間の末日は平成27年4月8日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。

（12）【その他】

<訂正前>

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成27年5月12日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、平成27年3月18日現在の受益者を対象に、平成27年3月18日から平成27年4月8日までを書面による議決権行使の期間として、平成27年4月9日に書面による決議を行います。

ただし、本書面決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（平成27年4月9日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により、償還となることがあります。

<訂正後>

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により、償還となることがあります。

第一部 証券情報 (7)申込期間の書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は平成27年5月12日に変更されます。